

広島県告示第六十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五の規定によって、次のとおり指定介護予防サービス事業の廃止の届出があった。

平成二十一年一月二十二日

広島県知事 藤田 雄山

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社アニマ	広島市佐伯区五日市町石内五八四三番地の一	アニマ西広島ケアセンター	広島市佐伯区五日市町石内五八四三番地の一	介護予防訪問介護	平成二〇年一月一日
有限会社アニマ	広島市佐伯区五日市町石内五八四三番地の一	アニマ西広島ケアセンター	広島市佐伯区五日市町石内五八四三番地の一	介護予防福祉用具貸与	平成二〇年一月一日
有限会社アニマ	広島市佐伯区五日市町石内五八四三番地の一	アニマ西広島ケアセンター	広島市佐伯区五日市町石内五八四三番地の一	特定介護予防福祉用具販売	平成二〇年一月一日
有限会社キユーブ	福山市柳津町二丁目一六番一―号	すずらん訪問介護事業所	福山市松永町六丁目一八―二一	介護予防訪問介護	平成二〇年七月三二日
医療法人社団いでした内科・神経内科クリニック	広島市安佐北区口田三丁目三―番一―号	いでした通所介護事業所「あい」	広島市安佐北区口田三丁目三―番五号	介護予防通所介護	平成二〇年一月二八日
株式会社パウ研究所	東京都文京区本駒込二―二八―二四谷口ビル一階	株式会社パウ研究所広島支店	広島市安佐北区小河原町一七	介護予防福祉用具貸与	平成二〇年一月三〇日
株式会社パウ研究所	東京都文京区本駒込二―二八―二四谷口ビル一階	株式会社パウ研究所広島支店	広島市安佐北区小河原町一七	特定介護予防福祉用具販売	平成二〇年一月三〇日
株式会社アシスト	広島市安芸区船越南三丁目二五―二五―A Iビル二二〇二号	広島介護サービス訪問介護事業所	広島市安芸区船越南三丁目二五―二五―A Iビル二二〇二号	介護予防訪問介護	平成二〇年一月三〇日
小田光株式会社	大竹市元町四丁目二番十号	竹の子の里指定福祉用具レンタルセンター	大竹市新町一丁目七番二号	介護予防福祉用具貸与	平成二〇年一月三〇日

小田光株式会社	株式会社福祉情報センター	有会社エコー
大竹市元町四丁目二番十号	広島市西区観音新町二丁目二番一五号	東広島市西条中央一丁目七番四号
竹の子の里指定福祉用具レンタルセンター	ヘルパーステーションぽけっと	デイサービスセンター 静悠苑
大竹市新町一丁目七番三号	東広島市八本松町正力一七六番地五号	東広島市西条中央一丁目七番四号
特定介護予防福祉用具販売	介護予防訪問介護	介護予防通所介護
平成二〇年一月三〇日	平成二〇年二月三十一日	平成二〇年二月三十一日